

上越市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 過疎地域持続的発展計画の概要

- ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域の持続的発展のために市町村が定めることができる計画である。
- ・市町村が策定した計画に基づいて行う以下の事業に要する経費については、過疎対策事業債(元利償還金の70%を普通交付税措置)を発行できるなどの財政上の特別措置を受けることができる。

①施設の整備

市町村道、農道、漁港・港湾、地場産業施設、観光・レクリエーション施設、下水道処理施設、一般廃棄物処理施設、集会施設、消防施設、高齢者保健福祉施設、保育所、診療施設、公立小中学校等

②住民の交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持・活性化など住民の将来にわたる安全で安心な暮らしの確保のためのソフト事業

2 策定の背景

- ・現行計画が令和7年度末で計画期間を満了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする同計画を策定するもの

3 計画期間

- ・令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 対象地域

- ・安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区の11区

5 計画の内容

- ・計画は、国から示された「作成例」を踏まえて策定する。
- ・策定に当たっては、新潟県過疎地域持続的発展方針、上越市第7次総合計画、第3期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略、上越市第3次財政計画、上越市公共施設等総合管理計画(基本方針)等との整合を図る。

1 基本的な事項

上越市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、持続的発展の基本方針、基本目標、計画の達成状況の評価、計画期間、公共施設等総合管理計画との整合

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住、地域間交流、人材育成

※以下、各施策について、それぞれ(1)現状と問題点、その対策、(2)計画、(3)公共施設等総合管理計画との整合(該当施策のみ)を掲載

3 産業の振興 農業、林業、水産業、地場産業、企業誘致等、建設業、商業、情報通信産業、観光・レクリエーション、産業振興促進事項
4 地域における情報化 情報通信格差是正、デジタル技術利活用
5 交通施設の整備、交通手段の確保 市道等、農道、林道、公共交通
6 生活環境の整備 上水道、汚水処理、廃棄物処理、消防・救急、住宅、雪対策、その他
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健診と保健活動
8 医療の確保
9 教育の振興 学校教育、社会教育、スポーツ
10 集落の整備
11 地域文化の振興等 伝統文化、文化施設
12 再生可能エネルギーの利用の推進
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 自然環境保全、住民自治・地域自治